

政令第 号

水循環基本法の施行期日を定める政令

内閣は、水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水循環基本法の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

理由

水循環基本法の施行期日を定める必要があるからである。